## (国土交通委員会)

海 洋 汚 染 等 及 び 海 上 災 害  $\mathcal{O}$ 防 止 に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す Ś 法 律 案 閣 法 第 五. 九 号) 衆 議

## 院送付)要旨

本 法 律 案 は <u>二</u> 千 几 年  $\mathcal{O}$ 船 舶  $\mathcal{O}$ バ ラ ス } 水 及 び 沈 殿 物  $\mathcal{O}$ 規 制 及 び 管 理  $\mathcal{O}$ た 8 0) 玉 際 条 約 以 下 船 舶 バ ラ

ス 1 水 規 制 管 理 条 約 لح 11 う 。 )  $\mathcal{O}$ 締 結 に 伴 11 船 舶 か 5  $\mathcal{O}$ 有 害 水 バ ラ ス 1  $\mathcal{O}$ 排 出  $\mathcal{O}$ 規 制 を 行 う 等  $\mathcal{O}$ 措 置

講 U ょ うと す る £  $\mathcal{O}$ で あ り、 そ  $\mathcal{O}$ 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お ŋ で あ る。

船舶からの排出を禁止することとする。

生

態

系

に

悪

影

響

を

与

え

る

有

害

な

バ

ラ

ス

 $\vdash$ 

水

船

舶

 $\mathcal{O}$ 

安

定

 $\mathcal{O}$ 

た

8

12

取

り

入

れ

る

海

水

等)

に

つ

V

て、

定

 $\mathcal{O}$ 

を

定  $\mathcal{O}$ 船 舶  $\mathcal{O}$ 船 舶 所 有 者 等 に 対 し、 技 術 基 準 に 適 合する 有 害 な バ ラ ス 1 水  $\mathcal{O}$ 処 理 設 備 以 下 有 害 水 バ

ラ ス 1 処 理 設 備 と 1 う 。 ) 0) 設 置 船 舶 カゝ 5  $\mathcal{O}$ 有 害 な バ ラ ス 1 水  $\mathcal{O}$ 不 適 正 な 排 出  $\mathcal{O}$ 防 止 12 関 す る 業 務  $\mathcal{O}$ 

管 理 を 行 う管 理 者  $\mathcal{O}$ 選 任 有 害 な バ ラス  $\vdash$ 水 0 取 扱 11 に 関 す る 事 項 を 定 8 た 手 引 書 以 下 有 害 水 バ ラ ス

1 汚 染 防 止 措 置 手 引 書 とい . う。) 0) 作 成 及 び 備 置 き、 バ ラ ス 1 水 に 関 す る 作 業 を 記 録 L た 記 録 簿  $\mathcal{O}$ 備 付

け等を義務付けることとする。

日 本 船 舶  $\mathcal{O}$ 船 舶 検 査  $\mathcal{O}$ 対 象 に、 有 害 水 バ ラス ト 処 理 設 備 及 び 有 害 水 バ ラ ス  $\vdash$ 汚 · 染 防 止 措 置 手 引 書 を 追 加

三

することとし、 玉 土 交 通 大 臣 は、 れ 5 に 係 る 定 期 検 査 に 合 格 L た 船 舶  $\mathcal{O}$ 船 舶 所 有 者 に 対 Ļ 海 洋 汚 染

防止証書を交付しなければならないこととする。

兀 玉 土 交 通 大 臣 は 我 が 玉  $\mathcal{O}$ 港 に あ る外 玉 船 舶 に 対 し、 有 害 な バ ラス  $\vdash$ 水 に 係 る事 項 に 関 Ļ 船 舶 バ ラ ス

1 水 規 制 管 理 条 約  $\mathcal{O}$ 要 件  $\sim$  $\mathcal{O}$ 適 合 性 に 0 V て 必 要 な 監 督 を行うことが できることとす う。 。

五.  $\mathcal{O}$ 法 律 は、 部  $\mathcal{O}$ 規 定 を 除 き、 船 舶 バ ラ ス 1 水 規 制 管 理 条 約 が 日 本 玉 に 0 1 て効 力を 生ず る 日 カコ 5

行することとする。

施